

令和3年度

# 事業計画書

(第12期)

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
日本自動車会館11階

## 目 次

【公1】 自動車リサイクルに関する事業 .....	3
I . 資金管理業務に関する事業.....	3
II . 再資源化等業務に関する事業.....	5
III . 情報管理業務に関する事業.....	7
IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業 .....	9
【公2】 二輪車リサイクルに関する事業 .....	10

## 【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

### I. 資金管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施するものである。

令和3年度の取組みとして、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造における入札の要件骨子の策定を実施する。また、令和3年10月にサービス開始を予定している次期の自動車リサイクルコンタクトセンターの構築を実施する。

#### <事業内容>

令和3年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. リサイクル料金の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の收受を行う。

令和3年度は、新車登録・検査時預託506万台分480億円、引取時預託3万台分1.8億円のリサイクル料金の收受を見込む。

收受形態	台数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	5,060千台	48,045百万円
引取時預託	30千台	174百万円
合計	5,090千台	48,219百万円

#### 2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

令和3年度末における保有債券額面残高は8,516億円を見込む。このうち、令和3年度の新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は768億円を見込む。

また、平成30年度から開始したESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を推進し、社会貢献の拡大に努めていく。

### 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に関わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和3年度は、ASR297万台分182億円、エアバッグ類272万台分65億円、フロン類283万台分59億円、情報管理料金314万台分6億円、及び利息として合計47億円を見込む。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	2,967千台	18,188百万円
エアバッグ類	2,722千台	6,478百万円
フロン類	2,831千台	5,860百万円
情報管理料金	3,139千台	595百万円
合計		31,121百万円

### 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和3年度は、145万台分166億円、及び利息として18億円を見込む。

### 5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策等支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計331百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、19百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法において129百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、10百万円を出えんする。
- (4) 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に係る要件定義に要する資金として、資金管理法において57百万円を充て、情報管理センターに対して44百万円を出えんする。

### 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造における業務面及びシステム面の入札要件骨子の策定などを実施する。

資金管理業務としては、キャッシュレスや決済手段の多様化に対応した効率的

かつ利便性の高いリサイクル料金の收受方法や、ペーパーレス化やデジタル化に対応した簡素かつ利便性の高い電子申請等の手続きを実現すべく要件の取りまとめを行う。

#### 7. 自動車リサイクルコンタクトセンターの更なる最適化に向けた取組み

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的として、紙媒体で行われる各種申請手続きについて、電子データによる業務取回しを実現する。また、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等の最新技術を活用したスマートコンタクトセンターの構築を、令和3年10月に予定しているサービス開始に向けて進めていく。

資金管理業務としては、中古車輸出時のリサイクル料金の返還申請書にQRコードを導入して、申請者の利便性の向上を図るとともに、コンタクトセンター内の審査手続きの効率化や誤処理の防止に向けた業務の構築を推進する。

#### 8. 合同会議の報告書における提言内容への対応

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて取りまとめられる予定である報告書において提言される内容のうち、資金管理業務に関する課題への対応を行う。

## II. 再資源化等業務に関する事業

### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

令和3年度 of 取組みとして、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有等の支援を実施する。

### <事業内容>

令和3年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者33社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和3年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で10,080台分、0.5億円の委託料金等収入を見込んでいる。

## 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施することとしている。

令和3年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で11,880台分、1.0億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

なお、再資源化料金等受入収入は引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

また、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとしての活動を通じて、災害発生時における番号不明被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 平成29年度から5カ年計画の第1期として行っている大規模災害への対応事業の総括を行い、令和4年度からの第2期活動についての具体的な取組みを策定する。
- (2) 手引書・事例集、番号不明被災自動車に関する推計結果等を活用した、情報提供・啓発活動並びに説明会・研修会を通じて、地方公共団体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施する。併せて、コロナ禍における自治体ニーズに応じた研修方法として、オンライン方式の拡充を行う。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、激甚災害発生時における国、地方公共団体への情報提供、助言等の支援を実施する。

## 3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和3年度は、81市町村に対し、27,422台分、1.2億円の出えんを計画している。

また、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を実施する。
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて市町村支援を強化する。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し事務精度を維持する。

## 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和2年度に実施した国のモデル事業にて、不適正保管現場の調査等が行われ、その結果、当該事案に関し地方公共団体からの不法投棄等対策支援事業活用の協力要請を受けるに至った。このため、令和3年度は当該地方公共団体への資金の出えんを予定している。

また、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 地方公共団体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方公共団体の対応状況等について、現地確認及び情報の整理を行い、当該地方公共団体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施する。
- (3) 上期にオンライン方式で実施する「自治体担当者向け基礎知識研修」(座学研修)、下期に解体業者の事業場にて実施する「自治体担当者向けステップアップ現場研修」(実地研修)等を通じて、地方公共団体の担当者に対し、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に向けた知見を提供する。また、その研修内容は、令和2年度に実施したモデル事業で得られた情報・ノウハウ等を盛り込みことで、地方公共団体の担当者にとって、より実践的なものとなるよう改善を図る。(ただし、ステップアップ現場研修は新型コロナウイルスの収束状況を踏まえて開催を判断)。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)  
本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要となる行為を実施することとしている。

現時点で、令和3年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要となる行為を実施することとしている。

現時点で、令和3年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和2年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和3年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和3年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

### Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

令和3年度の取組みとして、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行う。また、令和3年10月に予定する次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始及び令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進するとともに、国が検討を進める解体インセンティブ制度の実現に向けた取組みへ積極的に貢献していく。

#### <事業内容>

令和3年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

主な実施内容は以下のとおり。

##### (1) 電子マニフェストシステムの改善

令和2年度に実施した業者ヒアリングにより把握した改善要望をもとに、解体工程及び破碎工程の機能改善を実施し、関連事業者の更なる利便性の向上を図る。

##### (2) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報の適切な見える化を推進するとともに、データの分析を深め、移動報告が長期間実施されていない等の諸課題について、関連団体及び地方公共団体と連携し、更なる適正化に向けた改善を図る。

#### 2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的として、二輪車リサイクルコールセンターの統合運用を開始するとともに、紙媒体で行われる各種申請手続きについて、電子データによる業務取回しを実現しデジタル化を推進する。また、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等の最新技術を活用しスマートコンタクトセンターを構築すべく、令和3年10月に予定しているサービス開始に向けて万全の準備を行う。

#### 3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

#### 4. 書類等交付事業

最終所有者が自動車重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

#### 5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理人へ送信する。

#### 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造における業務面及びシステム面の入札要件骨子の策定などを実施する。

情報管理業務としては、令和2年度に実施した関連団体及び関連事業者等へのヒアリング要望をもとに構想している関連事業者が行うリサイクル作業の適正性・安全性担保等を実現すべく、要件の取りまとめを行う。

#### 7. 解体インセンティブ制度の実現に向けた取組み

国が主体となって検討を進める解体インセンティブ制度の実現に向け、現状把握や課題整理等を行い、関係者による協議が円滑に進むよう国を支援するとともに、特に運用面やシステム面の詳細検討においては、積極的に支援し、制度実現に向けた取組みへ貢献する。

### IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、法に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更にはより高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を行うことにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

令和3年度の取組みとして、ユーザー参加型のリサイクル周知に主眼を置いた活動の方向性の下、地域・年齢・性別などの特性を意識するとともに、自動車を取り巻く環境変化による新たな課題に対応しながら、ユーザーの認知・関心を高める。

また、自動車リサイクルの円滑な運営を補完するため、自動車製造業者等、関連事業者に代表される自動車リサイクルの関係者間の連携を促進する。

更には、自動車由来の資源循環等に係る情報等を包括的に取り扱い、資源の有効活用及び環境の保全に資するための事業を進めるにあたり、国内外の有識者、専門家、関係主体等と連携を図りながら調査、研究及び分析を行い施策を検討し、事業の成果については公表する。

#### <事業内容>

令和3年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

##### 1. 情報発信の取組み

ユーザーの利便性が高く、コスト効率が良い手法を用いて、質の高い情報を提供していくことにより、ユーザーを含む国民一人ひとりの認知を広げ、そして

関心を高める。その施策は以下のとおりである。

- (1) コンテンツの質の向上
- (2) 全国地域イベントへの出展
- (3) 常設展示ブースの活用の拡大
- (4) 自動車リサイクルの現場見学会の開催
- (5) クルマのリサイクル作品コンクールの開催
- (6) 若年層の関心喚起
- (7) メディアの効果的な利用

## 2. 情報収集に関する取組み

情報の質を高め、効果的な情報発信が行えるように、毎年実施しているユーザーを対象としたインターネット調査及び地域イベント来場者を対象としたアンケート調査の内容の改善を進め、ユーザーの自動車リサイクルに関する認知状況や様々なニーズを把握する。

また、広報・理解活動の各施策を比較・検証を行うことで更に発展的な取組みに繋げていけるように、各施策に対する反響の確認方法の標準化を行う。

## 3. 国内外における自動車リサイクル・資源循環に関連する調査

令和2年度に着手した取組みを更に進め、主要な活動として以下を行う。

- (1) 自動車由来の資源循環等に係る調査・公表
- (2) 調査に必要な人的ネットワークの形成と研究、協力の推進
- (3) 自動車リサイクルに係る国際貢献の在り方の検討

## 4. 関連事業者による適正業務の推進に向けた調査・対策の実施

地方公共団体が日本語を母国語としない関連事業者に対する指導の円滑化、支援として、以下の検討を行う。

- (1) 即時翻訳をはじめとした自然言語処理技術の最新研究成果の活用の検討
- (2) 既存の日本語ガイドライン・マニュアル等の多言語化の検討
- (3) 外国人コミュニティー等を通じた理解啓発活動の検討

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金の収受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクル情報システムを構築、運用している。令和3年度 of 取組みとして、業務効率化・デジタル化の一層の推進に向けてIT環境の改善を図るとともに、自動車リサイクル情報システムの価値向上を目指したデータ利活用を推進する。

また、令和7年度に実施する自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた要件骨子を策定する。

## 【公2】二輪車リサイクルに関する事業

### <基本方針>

本事業は、国内二輪車製造事業者4社が自主取組みとして運営する二輪車リサイクルシステム(以下「二輪車リサイクル」という。)の安定運用への貢献及び普及・

促進に取り組むものである。

令和3年度の取組みとして、国内二輪車製造事業者4社から受託した会議体等の運営事務局業務、二輪車リサイクルに係る社会的周知を目指したユーザー及び地方公共団体等を対象とした広報活動、コールセンターの運営業務等を通して、国内二輪車製造事業者の自主取組みとして運営する二輪車リサイクルの安定運用への貢献及び普及・促進を図る。

#### <事業内容>

令和3年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 二輪車リサイクル運営事務局を通じた貢献

二輪車製造事業者をはじめとした関係者が主催・参画する会議体の運営事務局業務を着実に実施するとともに、電動二輪車の普及に伴う使用済みリチウムイオンバッテリーの適切な引取り・処理スキームの整備をはじめとした二輪車製造事業者が取り組む二輪車リサイクルの各種課題に対応する。

また、輸入事業者の二輪車リサイクルへの加入・脱退手続きの窓口業務を着実にを行うとともに、手続きに滞りが生じないように、関係者と連携して事業者への周知・支援を行う。

#### 2. 社会認知度向上に向けた取組み

ユーザー及び地方公共団体等への広報活動を通じて、二輪車リサイクルの安定運用及び普及・促進に向けた社会的周知に努める。主な実施内容は以下のとおりである。

- (1) ホームページの維持・管理及び改善等
- (2) ユーザーに対する直接訴求
- (3) 地方公共団体と連携した地域ユーザーへの普及啓発

#### 3. コールセンターの維持・管理及び改善等

ユーザーや地方公共団体等からの二輪車リサイクルに関する問合せに適切に対応するとともに、コールセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおりである。

- (1) コールセンターの最適化
- (2) 問合せ者の満足度向上

#### 4. 地方公共団体等による放置二輪車等の手続き支援

地方公共団体等においては、放置二輪車等が二輪車リサイクルで取扱いができるか否かの判断や放置二輪車等の引渡しの日程調整をはじめ、多種多様な手続きが多く負担になっていることから、これら地方公共団体等の手続きを支援し、放置二輪車等の適切かつ滞りない引渡しに貢献する。

以上